

徳島県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和二年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1	8	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	河内 勝浦 佐那			名東郡佐那河内村下字日 ノ浦九三番地先から 同 八六番二地先まで	新	五・九〇 一・九〇 五	一九〇〇
					旧	四・五〇 一・四〇 七	一九〇〇